

三 班田収授と農民の生活

(一) 班田収授と豊前国

班田収授の法

律令政治の下で人々の生活と直接大きなかかわりを持ったのは班田収授の法であった。大化二年（六四六）の改新の詔で、「其の一に曰く、昔在の天皇等の立てたまへる子代の民・処處の屯倉、及び別には臣・連・伴造・國造・村首の所有てる部曲の民・処處の田莊を罷めよ…」として天皇や豪族の私有民・私有地を収公して公地・公民制をとることとし、更に「其の三に曰く、初めて戸籍・計帳・班田収授之法を造る。…」として戸籍・計帳を整えて班田収授の法を行う方針を出した。

戸籍は公民を把握する基本的な台帳であり、更に口分田の班給・良賤身分の確定・姓の確定をする台帳であり六年ごとに作製されたが、計帳は戸主自らが作製する戸口の手実（戸の構成状況や各人の身体的特徴などを記したもの）を基礎に毎年作製されて、年々の戸口の変動が把握されるとともに租税徵收の台帳とするものであつた。このような戸籍・計帳をもとに班田収授とそれに伴う徵税が行われることになるが、しかしこの制度は実際には持統三年（六八九）の『淨御原令』の施行によつて成立したと考えられており、持統六年には畿内に班田使が派遣されているが、各国でも国司によって班田が行われたと推定されている。そしてこの令が基本となって、後の『大宝令』や『養老令』に引き継がれたとされる。

『養老令』（養老二年＝七一八＝成立）の「田令」によつて具体的な班田収授の内容をみると、六歳以上のす

べての人民に土地（口分田）を与えた（班給）、死亡すればそれを国に収公した。すなわち六歳になると良民の男子には二段（七二〇歩）、女子にはその三分の一（二段二〇歩＝四八〇歩）、家人や奴婢には良民のそれ三分の一（男子：一四〇歩、女子：一六〇歩）が戸籍に登録された本貫地で班給された。この場合、一戸がまとめて受田し、家族で耕作した。

この口分田については終身の耕作権が認められ、死亡すれば次の班給の年には収公された。売却・質入は禁じられたが、国司に届け出をして普通は二〇パーセントの賃租料（さんそりょう）を取つて小作に出することは許されていた。

田永年私財法の發布（天平十五年＝七四三）などによつて公地公民制が形骸化し、戸籍を作り始める年から二年後の班田が三年後となり、その後更に遅延して九世紀に入つてからは班田授受の法も崩壊していき、延喜（えんぎ）二年（九〇二）、三年以後は班田も消滅してしまつた（第11表参照）。

第11表 班田実施一覧

| 間隔 | 籍年 | 間隔 | 班年 | 間隔 |
|----|-------------|----|-------------|----|
| 6年 | 持統4年（690） | 2年 | 持統6年（692） | 6年 |
| 6年 | *持統10年（696） | 2年 | *文武2年（698） | 6年 |
| 6年 | 大宝2年（702） | 2年 | *慶雲元年（704） | 6年 |
| 6年 | 和銅元年（708） | 2年 | *和銅3年（710） | 6年 |
| 7年 | 和銅7年（714） | 2年 | *靈龜2年（716） | 7年 |
| 6年 | 養老5年（721） | 2年 | 養老7年（723） | 6年 |
| 6年 | 神亀4年（727） | 2年 | 天平元年（729） | 6年 |
| 7年 | 天平5年（733） | 2年 | *天平7年（735） | 7年 |
| 6年 | 天平12年（740） | 2年 | 天平14年（742） | 7年 |
| 6年 | 天平18年（746） | 3年 | 天平元年（749） | 6年 |
| 6年 | 天平4年（752） | 3年 | 天平7年（755） | 6年 |
| 6年 | 天平2年（758） | 3年 | 天平5年（761） | 6年 |
| 6年 | *天平8年（764） | 3年 | *神亀元年（767） | 6年 |
| 6年 | *宝亀元年（770） | 3年 | 宝亀4年（773） | 6年 |
| 6年 | *宝亀7年（776） | 3年 | *宝亀10年（779） | 7年 |
| 6年 | 延暦元年（782） | 4年 | 延暦5年（786） | 6年 |
| 6年 | 延暦7年（788） | 4年 | 延暦11年（792） | 8年 |
| 6年 | *延暦13年（794） | 6年 | 延暦19年（800） | |
| 6年 | 延暦19年（800） | | | |

(1)*を付した年は確実な史料がないので推定による

(2)延暦20年以降は班年が統一されていないので省略
（『国史大辞典』吉川弘文館より）

田令に合わない 豊前国の受田

田令によつて公民の受田額が規定され、口分田の班給が行われたが、豊前国の場合には実際の受田額が規定に合っていない。例えば仲津郡丁里の戸主勝馬手の戸を例にとれば、総人數一五人のうち六歳以上の男子が七人、女子が四人、六歳以下の男子（縁兒）が一人、女子（縁女）が二人で、受田資格を持つ者は一一人であるため受田総額は一町九段二二〇歩のはずであるが、戸籍に見える受田総額は二町一段一七一步となつていて大きな食い違いが見られる（457ページ丁勝馬手の戸参照）。令の規定でも土地の寛狭によつて「郷土の法」に従つてよいとあるから違反ではないが、このことに関して虎尾俊哉氏は「豊前国の受田額は年齢・課・不課の別なく男女とも戸籍に記載されている限り、男子には一段二三五歩、女子には一段三六歩、奴には一九八歩、婢には一三三歩を班給している」（『班田收授法の研究』虎尾俊哉著 吉川弘文館）としている。しかし「五年以下不給」とする令の規定に違反することに関して、「大宝令に先行する淨御原令によつたものである」（前掲書）としている。

（二）農民の負担とその生活

（1）さまざまな負担

律令制のもとでは公民に対しさまざまな税が課せられたが、それは租・庸・調と雜徭をはじめそれ以外の負担としては兵役・仕丁・出拳・義倉などがあつた。令によるそれぞれの負担の内容は次のようなものであつた。

（租） 水田の広さに応じてかけられた土地税で、税率は一段当たり稻二束二把（一〇把が一束）で慶雲二年

(調)

(七〇六)に改正されて一束五把になつたが、柵ますが変わつただけで内容は同じであり、穀もみで納めた。一段の収穫量が五〇束（標準収穫量）とみた場合は負担率は三さんパント百分比であつた。ただし、半作以下の年には全免された（『養老令』賦役令 水旱条）。納入時期は九月中旬から十一月末日までで、国々の正倉に蓄えられた。その一部は米として中央の役所の食糧として送られたが、大部分は農民への公出舉に運用され、地方財源となつた。

正丁・次丁・中男ちゅうなん（十七歳～二十歳）に課せられた物納租税の中心で、国の主要な財源として官人の給与（禄）など諸種の用途に充てられた。内容は絹・絶・糸・綿・布などの織維製品を中心に戸調雜物として鉄・鍬・塩・海産物など郷土の産物を納めさせた。また付加税としての調副物ちょうふくものがあり、工芸・染色品など多様な品目があつた。調を布で納めるとすれば、正丁は二丈六尺（絹・絶なら八尺五寸）、次丁はその二分の一、中男は四分の一であつた。調物は都からの距離に応じて近国は十月三十日、中国は十一月三十日、遠国は十二月三十日までに京納することとし、その輸送のための運脚うんきゃくは農民の負担であつた。養老元年（七一七）には調副物と中男の調をやめて、中男作物の制度（中男に纖維製品や水産物などが課せられた）を作つた。

(庸)

京・畿内外の者は正丁が年間一〇日、次丁が年間五日京に出て國の徭役ようえき（歳役）に従う義務があつたが、実際にはこの歳役に就く代わりに納める物品税。米もあつたが、一般的には布で正丁が布二丈六尺（およそ七・六メートル）、次丁がその半分、中男は免除された。慶雲三年（七〇六）二月にはこれが半減された。

(雜徭) 成年男子に課せられた労役で、国司や郡司によつて道路・堤防・池・溝などの建設や修築などに徵發された。日数は正丁は六〇日、次丁は三〇日、中男(成丁)は一五日であつた。一時は日数が半減されたり再び元に戻されたりしたこともあるが、貞觀年間(八五九—七七)には半減された。また天長十年(八三三)以後は「春米運京」(shūmibunkō)、「調庸運脚」もこの日数に入れられた。

(兵役)

『養老令』軍防令に「同戸之内、毎三丁取一丁」とあり、一戸内三丁のうち一丁が徵發された。食糧・武具(ほしい・塩・弓矢・太刀・砥石・工具など)は自弁。兵士の中から選抜指名された者が衛士(都で宮城や役所の警備につく兵士、任期は一年)や防人(北九州の警備につく兵士、任期は三年)になつた。

一般兵士の場合、訓練日数は三六日であったが、国司は營繕土木の労役に使用できた。天平十一年(七三九)には疫病の流行・凶作によつて徵兵が一時停止されたが、同十八年に復活した。また宝龜十一年(七八〇)には徵兵を富裕農民に切り替えたが、延暦十一年(七九二)には辺境の防備を除いて廃止された。

(出挙)

春と夏に農民に稻を貸し付け、秋の収穫後に利稻(りとう)をつけて返済させるもので、本来は貧農の救済を目的としたものであり、貸し付けを受けるかどうかがその数量とともに自由な意思によるものであつたが、その後財源確保のために天平十七年(七四五)には国が毎年出挙しなければならない額(論定稻)が決められて、貧富に関係なく強制的な貸し付けとなり、一種の租税的なものとなつた。返済は本稻(元本)と五割(後に三割)の利息(利稻)をつけて行われた。利稻は国衙運営の諸経費や中央政府に対する交易進上物の購入費などに充てられた。

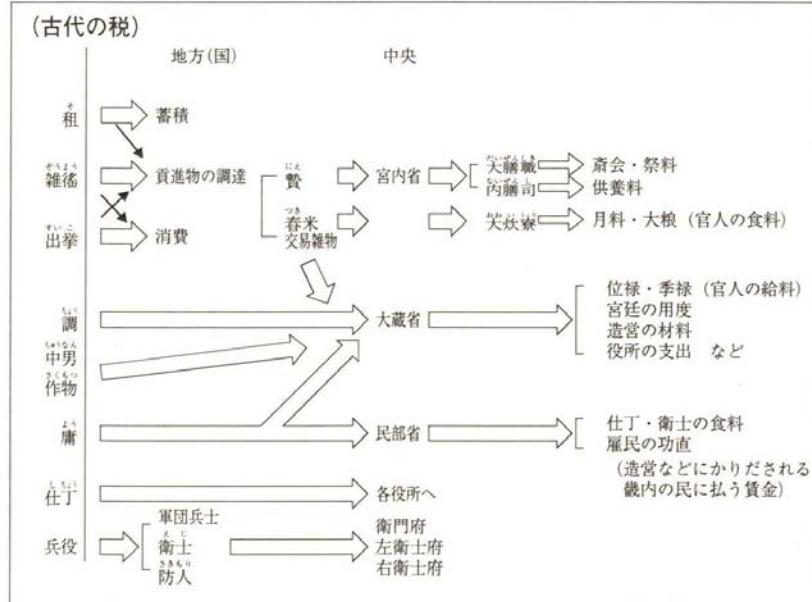
(義倉)

飢饉などの際に窮民の救済に充てるために戸を単位として毎年一定量の粟（稻、大・小麦、大・小豆でも代用できる）を出させて貯蔵しておく制度で、国衙の倉庫に蓄えられた。この納入は（田）租とともに行われたが、一位以下雜色以上の者に義務があり、陵戸・官戸・家人・公私婢には義務はなかった。戸は上々戸・下々戸まで九等戸に分けて上々戸は二斗・下々戸一斗と納入額が決められていた。貧窮の程度により、国司が一年間の納入額の範囲内で窮民一人に一石以下一斗以上を与えた。

(仕丁)

郷（五〇戸）ごとに一人の割合で正丁が徵發された労役で、中央の役所の労働に使役された。任期は三年で

(古代の税)



(古代史復元9「古代の都と村」講談社 1991より)

生活費は郷土の負担としたが、後には仕丁を出した戸の雜徭を免除してそれに充てさせ平安時代にはこの制度も形だけのものになり、日功（手当）錢・養物で代納するようになつた。

(2) 厳しい農民の生活

このようなさまざまな負担が農民に課せられたが、全体的には厳しい生活が強いられた。まず租税の面からみると、口分田の班給に伴う田租は一般的には収穫量の二三セント程度であり、それほど重い負担にはみえないが、国は班給の際にまず賃租（ちんそく）に出す上田を確保し、中・下田を班給するため収穫量は平年作でも令の規定の六三セント程度とする推定もあり、したがつて実際の負担率はもっと高くなつたはずである。次に、調・庸物を都（京）へ輸送する場合、運脚を出さない戸はその手当と食糧（功食）を出し合つた。しかしその運送そのものも「京に入る人夫、衣服破弊れて、菜色猶多し」（『統日本紀』靈龜二年四月二十日条）とあり、帰郷の場合も「路遠くして糧絶ゆ」（『統日本紀』天平宝字元年十月六日条）で帰れず、「貢調脚夫路にあつて留滞」「飢」と横斃する者多し（『日本後紀』延暦二十四年四月四日条）とあり、都までの往復には大変な苦労を伴つていたことが分かる。なお九州の場合は調・庸物は大宰府に運ばれて府庫に入れられたのち調綿（ちょうめん）が京庫へ送られた。更に雜徭という成年男子に課せられた労働や兵士としての徵發は、それが一家の労働の中心となつた男子だけに農作業などにかなりの支障を來していたことが考えられる。豊前国の場合は道路・堤防工事・池溝の掘削などに加えて豊前国府の整備（政厅・官舎の造営や倉庫・道路などの建設・修理）、国分寺の建立や瓦の焼成作業などにも従事させられたことであろう。

このような負担の苦しみに加えて、天災・疫病・飢饉も容赦なく農民を襲い、「六道の諸國、旱に遭ひ

て飢荒す、義倉を開きて賑恤す」（『続日本紀』養老三年九月二十四日条）、「夫、百姓、或は痼病に染沈して、年を経て癒えず、或は亦重き病を得て昼夜辛苦す」（同『神龜三年六月五日条）などの記事もみえる。このようないいな生活ぶりは山上憶良の「貧窮問答歌」にもあるように「…竈には火氣吹き立てず、甌には蜘蛛の巣かきて、飯炊く事も忘れて…」「伏廬の曲廬の中に直土に藁解き敷きて…」（『万葉集』卷五 八九二）と貧窮を極めていた様子もうかがえるが、大宰府司自ら「管内の百姓乏絶せる者衆し。優復（課役負担の免除）有らずは以て自ら贍ふ（自活）こと無けむ」（『続日本紀』天平宝字三年三月二十四日条）と述べている。農民の中には辛苦に耐えかねて村から逃亡する者や浮浪する者も現れるようになり、富裕な農民などの開墾した土地に入り込んで農作業に従事する者も現れて、班田授受も搖らぐようになつていった。

村では五戸ずつが保といつまとまりを作り、保長のもとに治安と納稅の責任が負わされた。当時は掘立柱の住居もみられたが、しかし一般的には地面を掘り下げる柱を立て、藁などで屋根を葺き壁面に沿つて竈を作り付けた竪穴式住居であった。身近な調査例では八世紀後半の黒添赤木遺跡（現刈田町）があるが、およそ四～七人の家族が住めると思われる方形または長方形の住居五軒からなり、土師器や須恵器などの日用雑器と幾らかの鉄製品（鎌・刀子）・砥石が出土しており、家ごとの格差がほとんどみられないほほ一郷戸にあたるような小集落であった（第12表参照）。

このような人々の生業の中心は農耕であつたと考えられているが、鉄製U字型の鋤先・鍬先の普及により乾田の開発がされていく一方では原始的な低湿地での農法や焼畑も盛んであつたと考えられている。更に原始以来のトチ・ドングリ・クルミなどの植物採集も行われ、住居の周りの園地では麦・粟・稗などの雑穀や

蔬菜類も栽培されたと推測される。そのころの農民の一般的な農事暦は次のようなものであつたろうと思われる。

- ・一月：五穀豊饒の祭り（神社での共同飲食）
- ・二月下旬～三月初旬：播種（種糲の不足者は国から出拳を受ける）
- ・四月下旬～五月初旬：田植え、その後は除草・ヒ工抜きなどの農作業
- ・八月上旬：このころまでに調・庸物の製作
- ・九月：刈り入れ
- ・秋～冬：租・戸別の輸納、出拳本稻・利稻の返済

調・庸物の京進（九州諸国は大宰府）、國司による雜徭の徵發

第12表 黒添赤木遺跡住居跡

| 住居番号 | 規模(メートル) | 主柱 | カマド | 出土品 | | |
|------|------------|--------------|-----|----------|--|-----|
| | | | | 北辺中央 | 土師器甕8、須恵器2、黒色土器(杯・碗) | 出土品 |
| 3 | 6・6×5・7 | 東西4・9×南北4・2 | 4 | 北辺中央 | 土師器甕8、須恵器2、黒色土器(杯・碗) | 出土品 |
| 5 | 6・6×5・7 | 東西4×南北4、隅丸方形 | 4 | 北辺中央 | 土師器甕1、杯1、甕2、黒色土器碗1 | 出土品 |
| 6 | 東西4×南北3・35 | 東西4×南北3・35 | 4 | 北辺中央 | 土師器鉢1、甕5 須恵器：皿1、蓋1、碗4 黒色土器：杯1 | 出土品 |
| 7 | 東西3・45×南北3 | 北辺やや中央より | 4 | 北辺やや中央より | 土師器：壺1、甕3 | 出土品 |
| 9 | 東西3・45×南北3 | 北辺中央 | 4 | 北辺中央 | 土師器：杯5、甕2、鉢1、刀子切つ先1 須恵器：杯1、蓋1、把子1、砥石1 | 出土品 |

(3) 稅にみる豊前国の産物

律令制度の下で農民の負担した租税のうち調・庸は纖維製品を中心に調雜物・調副物としてさまざまな品目があり（『養老令』賦役令）、また中男作物の制度（養老元年＝七一七から）が作られてからも、その内容には多くの品目がみられるが、それらの物品はそれぞれの国の特有の産物が多いと思われる。豊前の国の場合には次のような品目がみられる（『延喜式』卷二十四 主計上による）。

(調)

絹、綿紬（ワタノツムキ）、貲布（サヨミノヌノ）、糸、綿、

鳥賊（イカ）、雜魚楚割（クサクサノソハリ）

(庸)

米（ヨネ）、綿

(中男作物)

黄蘖皮（キハタノカワ）、黒葛（ツツラ）、煮乾年魚（ニホシノアユ）

雜魚楚割（コツオノカワ）

、鹿鮨（カノスシ）、猪鮨（イノスシ）

鮨年魚

（スシノアユ）、塩漬年魚（シオツケノアユ）

胡麻油

（コマアフラ）、荏油（エノアフラ）、海石榴油（ツハキアフラ）

折薦（オリコモ）、防壁（タテコモ）、韓薦（カラコモ）

これらの特産品の中でも特に豊前の場合は綿（真綿のこと、綿綿または繭わたともいう）は際立った特産品

らしい。「大宰府に仰せて調の綿一十万屯を進らしむ」（『統日本紀』天平元年九月三日条）とあり、更に「始めて毎年に大宰府の綿廿万屯を運びて、京庫に輸す」（同 神護景雲三年三月二十七日条）とあって、奈良時代には毎年一〇万～一二〇万石の綿が京に送られた。後にその量が半減されて隔年の貢進になつたり、一部綿や錢

で代納されるようになつたりしても原則的には平安中期までは綿であつた。

平城宮跡から西海道諸国の調綿の木簡が出土しているが、その中に次のような豊前国の木簡もみられる。

豊前国仲津郡調短綿壹伯屯 四両 天平三年

豊前国下毛郡調短綿壹伯屯 四両 養老□□

豊前国宇佐郡調黒綿壹伯屯 四両屯 神亀四年

これを見れば調綿は一〇〇ント（一ントは約二一・五グラムで、約二二・五キロ）ず

つ荷造りされ、荷札をつけて送られた。「大宰府所貢の調綿は、毎年三

月から七月までの間、海路の静かな時に必ず進上せしめよ。今後永く恒

例とせよ」（『類聚三代格』所載 神護景雲三年三月二十四日、左大臣宣）とあ

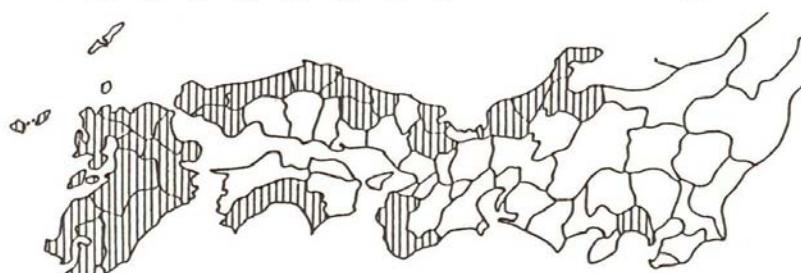
り、貢綿使（使一人、史生一人、郡司一〇人、郡司子弟一〇人）によつて博多

湾から瀬戸内海を経て海路で輸納された。奈良時代西海道（九州）での

調・庸綿の総生産量は約一二万～一二〇万石とも推定されていて、当時の

日本においても綿の主要な生産地であったが、豊前国においても綿は主

要な生産物であつたに違ひない（第32図参照）。



第32図 「延喜式」にみる綿の上納国

（日本歴史地理総説 古代編 藤岡謙二郎編 昭和50年より）